

価格高騰重点支援給付金（10万円/1世帯）及び こども加算（5万円/1人）のご案内

- 価格高騰重点支援給付金 **（1世帯あたり10万円）** は、住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯を支援する給付金です。（※）
- こども加算 **（1人あたり5万円）** は住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の世帯員となっている18歳以下の児童を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**な場合があります。

※住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（7万円）の支給対象世帯を除く

価格高騰重点支援給付金

1世帯あたり10万円

（※本給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります。）

こども加算

1人あたり5万円

（※本給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります。）

支給対象と手続き方法

支給対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）に伊東市にお住いの

「住民税均等割のみ課税世帯」

※住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（7万円）の支給対象世帯を除く

「非課税世帯」又は「住民税均等割のみ課税世帯」と同一世帯となっている
18歳以下の児童がいる世帯

伊東市から**確認書（要返送）**が
届きます

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

伊東市から**お知らせ（手続き不要）**
又は**確認書（要返送）**が届きます

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「II」へ

- 申請・返信期間は、令和6年4月1日から令和6年6月30日まで

！ 住民税が未申告の方がいる世帯

- 収入がなかった方も収入がなかった申告をすると**国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合がありますので、申告をお願いします。**

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯全員が令和5年度住民税所得割が課されていない世帯

〔均等割のみ課税世帯〕

① 基準日（令和5年12月1日）に伊東市に住民登録がある対象世帯には、『**確認書**』が送付されます。

- 必要事項を記入して、伊東市に**返信してください**。

【記入事項等】

- ① 給付金振り込み口座（必要書類：本人確認書類、通帳のコピー等）
- ② 内容を確認し、を記入して下さい。



② 修正申告等により新たに支給対象となった世帯は、**申請が必要**です。

! 伊東市臨時特別給付金事務局にご相談ください。

II 令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の世帯員となっている18歳以下の児童がいる世帯

基準日（令和5年12月1日）に伊東市に住民登録がある対象児童がいる世帯には、『**お知らせ**』又は『**確認書**』が送付されます。

① 非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（7万円）を受給した世帯

- 支給の『**お知らせ**』が届きます。**申請が不要**です。
- 支給予定日（4月中旬ごろ）に登録のある口座に振り込みます。

② 非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（7万円）未受給世帯

- 伊東市から『**確認書**』が届きます。中身を確認して、伊東市に**返信してください**。

【確認事項】

- ① 対象児童の名前、人数等
- ② 給付金振り込み口座（必要書類：本人確認書類、通帳のコピー等）
- ③ 内容を確認し、を記入して下さい。



③ 均等割のみ課税世帯

- 価格高騰重点支援給付金（10万円）の『**確認書**』に記載があります。
- 記入事項等については、上記「**I 世帯全員が令和5年度住民税所得割が課されていない世帯**」をご参照下さい。

※「基準日（令和5年12月1日）以降に出生した児童」や「単身世帯として市外の寮に住んでいる同一生計の18歳以下の児童」がいる場合は、給付金の支給対象となる可能性がありますので、伊東市臨時特別給付金事務局にご相談ください。

! 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を装った「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

伊東市臨時特別給付金事務局 「価格高騰重点支援給付金」窓口

☎0557-52-3081 受付時間 平日8:30～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

メールアドレス：kyufu@city.ito.shizuoka.jp